ID:　224

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	施設使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例　第9条第2項
例規番号	昭和51年条例第30号

【根拠条文】

（施設使用料）

第9条　第4条の規定により会館を使用する場合は、施設使用料は無料とする。

2　第5条の規定により会館を使用する場合は、別表第1に定める施設使用料を納めなければならない。

3　前項の施設使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

別表第1(第9条関係)

老人福祉会館施設使用料金表

番	室名	収容人員	施設使用料金
			夜 午後6時～午後9時30分
1	111大広間	人 140	円 12,010
2	112和室	20	2,240
3	舞台		1,620

備考

1　市外居住者が使用するときは、施設使用料の10割の額を加算する。

2　使用許可時間を繰り上げて使用するときは、30分間に限り、施設使用料の2割の額を加算する。

3　使用料金算定において10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日